

阿波市森林整備計画変更計画

計 画 期 間

自	令和 4 年	4 月	1 日
至	令和 1 4 年	3 月	3 1 日

(令和7年3月変更)

徳島県
阿波市

この阿波市森林整備計画は、森林法(昭和 26 年法律 249 号)第 10 条の 5 の規定に基づき、自然的・経済的・社会的諸条件及び土地の利用動向を勘案して、吉野川地域森林計画に係る民有林についてたてた森林整備及び保全の基本的事項に関する市の計画である。

この計画の期間は、令和 4 年 4 月 1 日から令和 14 年 3 月 31 日までの 10 年間である。

目次

I 伐採、造林、間伐、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1	森林整備の現状と課題	P1
2	森林整備の基本方針	P1
	（1）地域の目指すべき森林資源の姿	
	（2）森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策	
3	森林施業の合理化に関する基本方針	P3

II 森林整備の方法に関する事項

第1	森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）	P3
1	立木の伐採（主伐）の標準的な方法	P3
2	樹種別の立木の標準伐期齢	P4
3	その他必要な事項	P4
第2	造林に関する事項	P4
1	人工造林に関する事項	P4
	（1）人工造林の対象樹種	
	（2）人工造林の標準的な方法	
	（3）伐採跡地の人工造林すべき期間	
2	天然更新に関する事項	P6
	（1）天然更新の対象樹種	
	（2）天然更新の標準的な方法	
	（3）伐採跡地の天然更新をすべき期間	
3	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項	P7
	（1）植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準	
	（2）植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在	
4	森林法第10条の9第4項の伐採の中止又は造林の命令の基準	P7
	（1）更新に係る対象樹種	
	（2）生育し得る最大の立木の本数として想定される本数	
5	その他必要な事項	P7
第3	間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準	P7
1	間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	P7
2	保育の作業種別の標準的な方法	P8
3	その他必要な事項	P8
第4	公益的機能別施業森林の整備等の森林の整備に関する事項	P9
1	公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における森林施業の方法	P9
	（1）水源の涵（かん）養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	
	（2）土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健機能増進を図るための森林施業を推進すべき森林	

2	木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域における施業の方法 -----	P10
	(1) 区域の設定	
	(2) 森林施業の方法	
3	その他必要な事項 -----	P10
第5	作業路網その他森林整備のために必要な施設の整備に関する事項 -----	P10
1	効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項 ----	P10
2	路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項 -----	P10
3	作業路網の整備に関する事項 -----	P10
4	その他必要な事項 -----	P11
第6	委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項 -----	P12
1	森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針 -----	P12
2	森林の施業又は経営の受託等による規模拡大を促進するための方策 -----	P12
3	森林の施業又は経営の受託等を実施する上で留意すべき事項 -----	P12
4	森林経営管理制度の活用に関する事項 -----	P12
5	その他必要な事項 -----	P12
第7	森林施業の共同化の促進に関する事項 -----	P12
1	森林施業の共同化の促進に関する方針 -----	P12
2	施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策 -----	P12
3	共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項 -----	P13
4	その他必要な事項 -----	P13
第8	その他必要な事項 -----	P13
1	林業に従事する者の養成及び確保に関する事項 -----	P13
2	森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項 -----	P13
3	林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項 -----	P14
4	その他必要な事項 -----	P14
Ⅲ 森林の保護に関する事項		
第1	鳥獣害の防止に関する事項 -----	P14
1	森林病虫害の駆除又は予防の方法等 -----	P14
	(1) 鳥獣害防止森林区域の設定	
	(2) 鳥獣害の防止の方法	
2	その他必要な事項 -----	P15
第2	森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項 -----	P15
1	森林病虫害等の駆除及び予防の方法 -----	P15
	(1) 森林病虫害等の駆除及び予防の方針及び方法等	
	(2) その他	
2	鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。） -----	P15
3	林野火災の予防の方法 -----	P16
4	森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項 -----	P16
5	その他必要な事項 -----	P16

IV 森林の保健機能の増進に関する事項 ----- P16

V その他森林の整備のために必要な事項

- 1 森林経営計画の作成に関する事項 ----- P16
 - (1) 森林経営計画の記載内容に関する事項
 - (2) 森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域
- 2 生活環境の整備に関する事項 ----- P17
- 3 森林整備を通じた地域振興に関する事項 ----- P17
- 4 森林の総合利用の推進に関する事項 ----- P17
- 5 住民参加による森林の整備に関する事項 ----- P17
 - (1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき林分
 - (2) その他
- 6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項 ----- P17
 - (1) 経営管理権の設定状況
 - (2) 計画期間内における市町村森林経営管理事業計画
- 7 その他必要な事項 ----- P18
 - (1) 森林施業の技術及び知識の普及・指導に関する事項
 - (2) 市有林の整備
 - (3) 保安林等における森林施業
 - (4) 公共建築物等への木材利用
 - (5) 災害防止

- ・別表 1
- ・別表 2
- ・別紙 1・2 附表
- ・参考資料

I 伐採、造林、間伐、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

本市の森林面積は、令和3年3月31日現在、総土地面積の53%にあたる10,048haであり、木材生産機能の他、国土の保全、水資源の涵養等多目的な機能を有しており、これらの機能を通して地域住民の生活と深く結びついている。

民有林の森林資源の現況を見ると、人工林面積は、4,161haで人工林率は、41%に過ぎず、7～9齢級が29%を占め、森林資源は充実しつつある。今後、これらの森林を経済的側面と国土保全的側面の機能が果たされる森林として整備していくことが、当面の緊急かつ重要な課題となっている。

しかしながら、林業を取り巻く環境は依然として厳しく木材需要の低迷、生産経費の増高と併せて林業労働者の高齢化により、間伐、保育等が適正に実施されていない森林が増加している。

このため、森林経営計画を樹立し、計画的に間伐、保育等の森林整備を進めると共に優良材生産に向けて、森林組合による施業実施体制の整備をはじめ、森林施業の合理化、関連施策の積極的活動を図り森林整備を推進する。又、天然林については、原始的な森林や種の保存等に努めると共に自然環境保全・形成に配慮しつつ広葉樹林及びしいたけ原木等の需要に対応できるよう育成天然林施業の推進を図ることとする。

2 森林整備の基本方針

森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、区分ごとに人工林における保育・間伐の積極的な推進、人為と天然力を適切に組み合わせた多様性に富む育成複層林の積極的な整備を図るものとする。

また天然生林の的確な保全・管理等により、重視すべき機能に応じた多様な森林整備を図るものとする。

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

機能の区分	機能発揮の上から望ましい森林の姿
水源涵(かん)養機能	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林
山地災害防止機能/ 土壌保全機能	下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防止する施設が整備されている森林
快適環境形成機能	樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林
保健・レクリエーション機能	身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林
文化機能	史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林
生物多様性保全機能	原始的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する森林
木材等生産機能	林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され、成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

機能別森林の整備方針

機能別森林	整備の方 向
水源の涵(かん)養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	対象となる森林 ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する森林、溪流等の周辺に存する森林であり、水源涵(かん)養機能の発揮を重視すべき森林 森林整備の方針 ①樹根及び表土の保全に留意し、林木の成長を促しつつ下層植生の発達を確保するため、適切な保育・間伐等を促進するとともに、高齢級の森林への誘導や伐採面積の縮小・分散を基本とする森林施業を推進する。 ②立地条件等に応じ、天然力も活用した施業を推進する。
土地に関する災害防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	対象となる森林 土砂の流出・崩壊、その他災害の防備のための森林であり、山地災害防止機能の発揮を重視すべき森林 森林整備の方針 集落等に近接し山地災害の発生危険性が高い地域等においては、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の浸食防止や山脚の固定等に必要の谷止や土留等の施設の設置を推進する。
快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	対象となる森林 住民の日常生活等に密接な関わりを持つ里山等の森林であり、風や騒音など自然的・人為的要因の影響を緩和し、快適な生活環境保全機能を重視すべき森林 森林整備の方針 ①地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や保育・間伐等施業を推進する。 ②快適な環境の保全のため保安林の指定その適切な管理や防風・防潮等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進する。
保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	対象となる森林 ①観光的に魅力ある高原、渓谷等の自然景観や植物群落を有する森林、森林公園等の施設など保健・教育的利用等に適した森林 ②史跡、名勝等の所在する森林やこれらと一体となり優れた自然景観を形成する森林 森林整備の方針 ①立地条件や市民のニーズに応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進する。 ②保健・風致等の保安林の指定やその適切な管理を推進する。 ③美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進する。
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	対象となる森林 住民生活に不可欠な木材等を持続的、安定的かつ効率的に供給する機能を重視すべき森林 森林整備の方針 森林の健全性を確保し、需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐の実施を推進する。

3 森林施業の合理化に関する基本方針

流域森林・林業活性化協議会の方針の下に、県、市、森林所有者、森林組合、森林管理署長等で相互に連絡を密にして、森林施業の共同化、林業後継者の育成、林業機械化の促進及び木材流通・加工体制の整備など、長期展望に立った林業諸施策の総合的な実施を計画的に推進するものとする。

II 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

1 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

立木の伐採（主伐）を行う際の標準的な方法の指標は、次のとおりとする。

皆伐については、主伐のうち択伐以外のものとする。皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切に伐採区域の形状、1箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、伐採面積の規模に応じて、少なくとも概ね20ヘクタールごとに保存帯を設け適確な更新を図る。

択伐については、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として伐採区域全体では概ね均等な割合で行うものであり、材積にかかる伐採率が30%以下（伐採後の造林を人工植栽による場合40%）の伐採を行う。

なお、立木の伐採の標準的な方法として、次のア～オに留意する。

ア 森林の生物多様性の保全の観点から、野生動物の営巣等に重要な空洞木について、保残に努める。

イ 森林の多面的機能の発揮の観点から、伐採跡地が連続することのないよう、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保すること。

ウ 伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定めその方法を勘案して伐採を行うものとする。特に伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実に配慮すること。

エ 林地の保全、落石等の防止、風害等の各種被害の防止、風致の維持及び溪流周辺や尾根筋等に保護樹帯を設置する。

オ 伐採作業に伴う林業機械の走行等に必要な集材路の作設等に当たっては、伐採する区域の地形や地質等を十分に確認した上で配置の計画や施工等を行い、森林の更新及び森林の土地の保全への影響を極力抑えることとする。

カ 人工林の生産目標ごとの主伐の時期は、下表を目安とする。

樹 種	標準的な施業方法			備 考
	生産目標	仕立方法	期待径級	
スギ	一般建築材	中仕立	26cm	
	一般大径材	中仕立	38	
ヒノキ	心持ち柱材	密仕立	20	
	造作材	中仕立	34	
マツ	一般材	中仕立	26	

ケヤキ	一般材	中仕立	22	
-----	-----	-----	----	--

2 樹種別の立木の標準伐期齢

地域を通じた標準的な立木の伐採（主伐）の時期に関する指標である立木の標準伐期齢は、次のとおりである。

地 域	樹 種							備 考
	スギ	ヒノキ	マツ	その他 針葉樹	広葉樹 (用材)	クヌギ	その他 広葉樹	
全 域	4 0	4 5	3 5	4 5	6 0	1 0	1 5	

なお、標準伐期齢は、地域を通じた立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として定めるものであるが、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を促すためのものではない。

3 その他必要な事項

木材生産機能の維持増進を図る森林については、自然条件や経営目的に応じ、多様な木材需要に応じた径級に対応できるよう、高い成長量を有する単層状態や群状・帯状の抜き伐りと集約的な作業によって常時多様な材木を有する複層状態の森林等を造成するための森林施業を推進する。

また、花粉の発生源となるスギ等の伐採・植え換え等を促進する。

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され将来にわたり育成単層林として維持する森林において行う。

また、人工造林の実施に当たっては、コンテナ苗木の活用による植栽労務の分散化や、伐採と植栽の一貫作業システムの導入による低コスト造林に努める。

（1）人工造林の対象樹種

人工造林の対象樹種は、次に示すとおりであり、植栽に係る樹種については、スギは沢沿い～斜面下部、ヒノキは斜面中～上部を基本として選定するものとする。

さらに、苗木の選定については、花粉の少ない苗木（無花粉苗木、少花粉苗木、低花粉苗木及び特定苗木）、広葉樹の実用化試験を進め、その普及に努めることとする。

区 分	樹 種	備 考
人工造林の 対象樹種	スギ、ヒノキ、その他針葉樹、 ケヤキ、造林実績のある有用広 葉樹	森林所有者等が市町村森林整備計画に定める樹種 以外の造林を行おうとする場合には、林業普及指導 員等の指導を受けて行うものとする。

(2) 人工造林の標準的な方法

ア 人工造林の標準的な方法

樹 種	仕立方法	植栽本数 (本/ha)	備 考
スギ	密仕立	3,500 ～ 4,000	森林所有者等が市町村森林整備計画に定める樹種以外の造林を行おうとする場合には、林業普及指導員等の指導を受けて行うものとする。
	中仕立	2,500 ～ 3,500	
	疎仕立	1,000 ～ 2,500	
ヒノキ	密仕立	4,000 ～ 4,500	
	中仕立	3,000 ～ 4,000	
	疎仕立	1,000 ～ 3,000	
マツ	中仕立	3,000 ～ 3,500	
クヌギ	中仕立	2,500 ～ 3,500	
	疎仕立	1,000 ～ 2,500	
ケヤキ等有 用広葉樹	中仕立	1,500 ～ 3,000	

複層林施業導入の際の下層木植栽本数は、ヘクタール当たり 1,000 ～ 2,000 本を目安として、上木の状況等現地の実態により調整する。

イ その他人工造林の方法

人工造林は次に示す方法を標準として行うものとする。

区 分	標 準 的 な 方 法
地拵えの方法	地形・林況に応じて、全刈り地拵え・棚積み地拵え・枝条散布地拵え等とする。
植え付けの方法	根が土に十分密着するよう丁寧植えとし、苗木は植栽が完了するまで乾燥させないように日陰等に仮植しておくものとする。
植栽の時期	2月上旬から5月下旬、特に樹木が生長を始める前の3月中旬までに行う。 なお、コンテナ苗木の活用により植栽労務の分散化を図る場合は、気象状況等を十分考慮して時期を選定する。

(3) 伐採跡地の人工造林すべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復並びに森林資源の造成を図る観点から、「植栽やらなければ適確な更新が困難な森林に指定されている森林」など人工造林によるもので、皆伐による伐採に係るものについては、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内とする。ただし、択伐による伐採に係るものについては、伐採による森林の公益的機能への影響を考慮し、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算し5年以内とする。

2 天然更新に関する事項

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在など森林の現況、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力を活用により適格な更新が図られる森林において行う。

(1) 天然更新の対象樹種

天然更新補助作業の対象樹種は、次に示すとおりとする。

区 分	樹 種	備 考
天然更新の対象樹種	スギ、ヒノキ、アカマツ、クヌギ、コナラ、カシ、その他有用広葉樹	森林所有者等が市町村森林整備計画に定める樹種以外の造林を行おうとする場合には、林業普及指導員等の指導を受けて行うものとする。
ぼう芽による更新が可能な樹種	クヌギ、コナラ、シイ、カシ	

(2) 天然更新の標準的な方法

天然更新の対象樹種について、天然更新すべき本数の基準となる期待成立本数を定めるとともに、天然更新を行う際には、その本数に 10 分の 3 を乗じた本数以上の本数（ただし草丈 50 cm 以上のものに限る。）を更新すること。

ア 天然更新の対象樹種の期待成立本数

樹 種	期待成立本数
スギ、ヒノキ、アカマツ、クヌギ、コナラ、カシ、その他有用広葉樹	ha 当たり 10,000 本

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

区 分	標準的な方法
地表処理	ササや粗腐食の堆積等により天然下種更新が阻害されている個所において、かき起こし、枝条整理等の作業を行うこと。
刈出し	刈出しについては、ササなどの下層植生により天然稚樹の生育が阻害されている個所において行うこと。
植込み	天然稚樹等の生育状況等を勘案し、天然更新の不十分な個所に必要な本数を植栽を行うこと。
芽かき	ぼう芽による更新を行う場合には、ぼう芽の発生状況等を考慮し必要に応じ、芽かきを行うこと。

ウ その他天然更新の方法

県の伐採届出等に関する事務取扱要領の伐採後の更新状況確認調査実施基準に基づき、伐採跡地の天然更新の状況を確認するとともに、更新すべき立木の本数に満たず天然更新が困難であると判断される場合には、天然更新補助作業又は人工造林により確実に更新を図ること。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を旨として当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して伐採後 5 年以内とする。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木生の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲100メートル以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しない森林

(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

森林の区域	備 考
該当なし	

4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林すべき旨の命令の基準

森林法第10条の9第4項の伐採の中止又は造林の命令の基準については、次のとおり定める。

(1) 更新に係る対象樹種

ア 人工林の場合

スギ、ヒノキ、その他針葉樹、ケヤキ等有用広葉樹

イ 天然更新の場合

スギ、ヒノキ、アカマツ、クヌギ、コナラ、カシ、その他有用広葉樹

(2) 生育し得る最大の立木の本数として想定される本数

10,000 本

5 その他必要な事項

該当なし

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

間伐及び保育は、これまで造成されてきた人工林を健全な状態に維持していくうえで、必要不可欠な作業である。

間伐及び保育が、適切な時期及び方法により実施されるよう、計画的な実施を推進するものとする。

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

森林の立木の生育の促進並びに林分の健全化及び利用価値の向上を図るため、次に示す内容を基礎とし、既往の間伐の方法を勘案して、林木の競合状態等に応じた適切な時期、繰り返し期間、間伐率、間伐木の選定方法により実施するものとする。

間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

樹種	施業体系	間 伐 時 期 (年)				間伐の方法
		初回	2 回	3 回	4 回	
スギ	植栽本数 3,500 本/h a 中伐期・中仕立	$\frac{20}{18\sim22}$ (20%)	$\frac{30}{28\sim32}$ (30%)	$\frac{40}{38\sim42}$ (30%)		上段は標準的林齢であり、下段は地位上～下の場合の林齢幅である。またカッコ内は本数間伐率である。 初回間伐は、被圧木・曲がり木等を中心に
	植栽本数 3,000 本/h a 長伐期・中仕立	$\frac{25}{23\sim27}$ (30%)	$\frac{35}{33\sim37}$ (30%)	$\frac{45}{43\sim47}$ (30%)	$\frac{60}{58\sim62}$ (25%)	

ヒノキ	植栽本数 3,500 本/h a 中伐期・中仕立	$\frac{22}{20\sim24}$ (20%)	$\frac{30}{28\sim32}$ (25%)	$\frac{40}{38\sim42}$ (30%)		残存木の適正な配置を考慮しながら行う。 3 回目以降においては形質の良い間伐材の生産が可能となることから、優良木の成長促進と収入を目的として行う。また、間伐率は、本数間伐率を基本とするが材積の伐採率で 35 % 以下であり、かつ、伐採の翌年度初日から起算して概ね 5 年以内に樹冠疎密度が 10 分の 8 以上に回復することが確実であると認められる範囲内で行うものとする。
	植栽本数 3,000 本/h a 長伐期・中仕立	$\frac{20}{18\sim22}$ (30%)	$\frac{30}{28\sim32}$ (30%)	$\frac{40}{38\sim42}$ (30%)	$\frac{60}{58\sim62}$ (25%)	

2 保育の作業種別の標準的な方法

保育は、次に示す内容を標準として、当該森林の植生状況、立木の成長度合い等を勘案し、適切に実施するものとする。

森林の立木の生長の促進及び林分の健全化を図るため、下表に示す内容を基礎として行うものとする。

保育の種類	樹種	実施林齢・回数																
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	
下刈	スギ ヒノキ	毎年実施 (1～2回)					必要に応じ て実施											6～8月
つる切り	スギ ヒノキ						2回実施											
除伐	スギ ヒノキ									1回実施								雑木、被圧木等を伐倒

注) 下刈は、作業の省力化と効率化に留意しつつ、気象条件や目的樹種の生育状況等を勘案の上、現地状況に応じて下刈回数の削減や、その実施期間を短縮できるものとする。

注) 除伐は、雑木、被圧木、曲がり木、二又木等を中心に伐倒する。

3 その他必要な事項

木材生産機能維持増進する森林の間伐については、木材生産機能の維持増進を図るため、森林施業の集約化や高性能林業機械と路網整備を一体的に取り組み、間伐の推進とあわせ、間伐材の有効利用を推進する。

具体的には、自然条件や経営目的に適し、多様な木材需要に応じた樹種、径級に対応できるよう、高い成長量を有する単層林施業や群状、帯状の抜き伐りと集団的な作業を推進するとともに、間伐材に搬出効率を考慮した列状間伐と高性能林業機械、作業路の整備を一体的に取り組むものとする。

また、枝打ちについては、良質材の生産に加え、健全な森林の整備や林地の保全の視点から促進するものとする。

森林法第 10 条の 10 第 2 項に基づき、間伐又は保育が適正に実施されていない森林であって

これらを早急に実施する必要のあるもの(以下「要間伐森林」という。)について、要間伐森林である旨並びに当該要間伐森林について実施すべき間伐又は保育の方法及び時期を森林所有者に対して通知を行う。

1及び3に定める間伐の基準に照らし、計画期間内において間伐を実施する必要があると認められる森林の所在等は参考資料に整理する。

第4 公益的機能施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における施業の方法

(1) 水源の涵(かん)養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

別表1に定める。

イ 森林施業の方法

伐期の間隔の拡大とともに伐採に伴って発生する裸地の縮小や分散を図る。森林区域として別表2により定める。

森林の伐期齢の下限

区 域	樹 種						
	スギ	ヒノキ	マツ	その他針葉樹	広葉樹(用材)	クヌギ	その他広葉樹
伐期の延長推進すべき森林	50年	55年	45年	55年	70年	20年	25年

(2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健機能増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

別表1に定める。

イ 森林施業の方法

森林施業の方法として、地形・地質等の条件を考慮した上で伐採に伴って発生する裸地化の縮小並びに回避を図るとともに天然力も活用した施業、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を図るための施業、憩いと学びの場を提供する観点からの広葉樹の導入を図る施業、美的景観の維持・形成に配慮した施業を推進する。

土地の災害防止機能等の公益的機能の維持増進を特に図るための森林施業を推進すべき森林については、択伐による複層林施業を推進すべき森林として定める。それ以外の森林については、複層林施業を推進すべき森林とする。

また伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においてこれらの機能の確保ができる森林は、長伐期施業を推進すべき森林として定めるものとし、主伐の時期を標準伐期齢の概ね2倍以上とするとともに、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図る。

なお、保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に地域独自の景観等が求められる森林において、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を行うことが必要な場合には、これを推進する。

それぞれの森林区域については、別表2により定める。

長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢の下限

区 域	樹 種						
	スギ	ヒノキ	マツ	その他針葉樹	広葉樹(用材)	クヌギ	その他広葉樹
長伐期施業を推進すべき森林	80年	90年	70年	90年	120年	20年	30年

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域における施業の方法

(1) 区域の設定

別表1に定める。

(2) 森林施業の方法

森林施業の方法として、木材等林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給するため、生産目標に応じた主伐の時期及び方法を定めるとともに、適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進する。

3 その他必要な事項

該当なし

第5 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

区 分	作業システム	路網密度 (m/ha)		
		基幹路網	細部路網	合 計
緩傾斜地 (0° ～ 15°)	車両系 作業システム	30 ～ 40	70 ～ 210	100 ～ 250
中傾斜地 (15° ～ 30°)	車両系 作業システム	23 ～ 34	52 ～ 166	75 ～ 200
	架線系 作業システム	23 ～ 34	2 ～ 41	25 ～ 75
急傾斜地 (30° ～ 35°)	車両系 作業システム	16 ～ 26	35 ～ 124	51 ～ 150
	架線系 作業システム	16 ～ 26	0 ～ 24	16 ～ 50
急峻地 (35° ～)	架線系 作業システム	5 ～ 15	—	5 ～ 15

路網密度の水準については、木材搬出予定箇所に適用することとし、尾根、溪流、天然林等の除地には適用しないこと。

2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

該当なし

3 作業路網の整備に関する事項

作業路網の開設に当たっては、自然条件や社会的条件が良好であり、かつ、育成単層林の資源循環利用等地域の将来を見据えた整備を推進するとともに、災害の激甚化や走行車両の大型化、未利用材の収集運搬の効率化に対応し、河川沿いを避けた尾根寄りの線形選択、余裕のある幅員や土場

等の適切な設置、排水施設の適切な設置等を推進する。また、施設路網の改築や改良に当たっては、走行車両の大型化等に対応できるよう、曲線部の拡幅や排水施設の機能強化など質的な向上を図る。

ア 基幹路網に関する事項

①基幹路網の作設にかかる留意点

安全の確保、土壌の保全等を図るため、適切な規格・構造の路網の整備を図る観点等林道規程（昭和 48 年 4 月 1 日 4 8 林野道第 107 号林野庁長官通知）又は、林業専用道作設指針（平成 22 年 9 月 24 日 22 林整整第 602 号林野庁長官）を基本として、都道府県が定める林業専用道作設指針に則り開設する。

②基幹路網の整備計画

開設/拡張	種類	(区分)	位置	路線名	延長 (m) 及び 箇所数	利用区域面積 (ha)	前半 5 年 の計画箇所	対図 番号	備 考
開設	自動車道	林道	阿波町	柏谷線	1,900	26		(1)	
拡張	〃	〃	土成町	八丁線	2(改良) 1,500(舗装)	518		(2)	
〃	〃	〃	〃	相婦線	2(改良)	291		(3)	
〃	〃	〃	〃	龍蛇線	1(改良)	143		(4)	
〃	〃	〃	〃	九頭宇線	1,000(舗装)	63		(5)	
〃	〃	〃	市場町	仁賀木	2(改良)	454		(6)	
〃	〃	〃	〃	城王山線	1(改良)	65		(7)	
〃	〃	〃	〃	ヤカエ線	2(改良) 4,000(舗装)	203		(8)	
〃	〃	〃	〃	柳谷線	1,000(舗装)	170		(9)	

イ 細部路網の整備に関する事項

① 細部路網の作成に係る留意点

継続的な使用に供する森林作業道の開設について、基幹路網との関連や丈夫で簡易な規格・構造の路網を整備する観点から森林作業道作設指針（平成 22 年 11 月 17 日林整整第 6 5 6 号林野庁長官通知）を基本として県が定める森林作業道作設指針に則り開設する。

② その他必要な事項

該当なし

ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

「森林環境保全整備事業実施要領」（平成 14 年 3 月 29 日付け 13 林整整第 885 号林野庁長官通知）、「民有林林道台帳について」（平成 8 年 5 月 16 日 8 林野基第 158 号林野庁長官通知）等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切に管理を行う。

4 その他必要な事項

該当なし

第6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

森林所有者規模が零細で、間伐を行うことにあたって、森林組合・林業事業体への長期の施業の受託、森林経営の受託等による森林経営規模の拡大を推進する。

2 森林の経営の受委託等による規模の拡大を促進するための方策

森林所有者等への長期の施業委託、森林経営の委託の働きかけ、森林の経営の受託等を担う林業事業体等の育成、施業の集約化に取り組むに対する森林の経営の受託等に必要な情報の提供、助言及びあっせん、地域協議会の開催による合意形成、森林の経営の委託、森林の信託、林地の取得等の方法等、森林の施業又は経営の受託等による経営規模の拡大を促進する。

3 森林の施業又は経営の委託等を実施する上で留意すべき事項

森林所有者は、森林組合等へ森林の施業又は経営の委託を行うときには、書面による森林経営委託契約を5年以上の期間で行うこと。

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

(基本的な考え方)

森林所有者が自ら森林組合等に施業の委託を行うなどにより森林の経営管理を実行することができない場合には、森林経営管理制度の活用を図り、森林所有者から経営管理権を取得した上で、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に経営管理実施権を設定するとともに、経営管理実施権の設定が困難な森林及び当該権利を設定するまでの間の森林については、森林環境譲与税を活用しつつ、市町村森林経営管理事業を実施することにより、適切な森林の経営管理を推進する。

また、経営管理権集積計画又は経営管理実施権配分計画の作成に当たっては、本計画に定められた公益的機能別施業森林や木材の生産機能維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林等における施業の方法との整合性に留意する。

(活用に当たっての考え方)

木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林や植栽によらなければ適確な更新が困難な森林として本計画に定められ、木材生産や植栽の実施が特に社会的に要請される森林について、経営管理意向調査、森林現況調査、経営管理権集積計画の作成等を優先させる。

5 その他必要な事項

該当なし

第7 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

林家の保有山林規模をみると、10ha未満が95%と極めて零細であり、保続的・計画的施業の実施が困難な状況であるため、森林組合等による地域単位毎の協議会の開催により、啓蒙普及活動の実施を通じて森林施業の共同化に向けた森林所有者間の合意形成に努めるとともに市の森林整備計画に則した共同化の促進に努める。

また、不在市森林所有者についても森林組合等と連携してその実態把握に努め、同様に共同化の促進に努める。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

市、森林組合、東部農林水産局等地域に密着した機関による各集落への説明会及び地域協議会の開催、啓蒙普及活動の促進を通じて、森林施業の共同化に向けた森林所有者間の合意形成に努め、

森林施業の共同実施等を内容とする施業実施協定の締結を促進する。

また、所有規模の零細な森林所有者及び不在市森林所有者については、森林組合等による施業の受委託を促進するとともに、共同化への参加を呼びかけ、適正な森林施業の確保に努める。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

- ①森林経営計画の共同作成者全員により各年度の当初等に年次別の詳細な実施計画を作成して代表者等による実施管理を行うこととし、間伐を中心として、施業は可能な限り共同で又は意欲ある林業事業体等への共同委託により実施すること。
- ②作業路網その他の施設の維持運営は、共同作成者の共同により実施すること。
- ③共同作成者の一人が施業等を遵守しないことにより、その者が他の共同作成者に不利益を被らせることがないように、予め個々の共同作成者が果たすべき責務等を明らかにすること。
- ④共同作成者の合意の下、施業実施協定の締結に努めること。

4 その他必要な事項

該当なし

第8 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

林業を取り巻く厳しい情勢により、林業従事者の減少、高齢化、林業後継者の不足が深刻な問題となっている。森林管理の直接的な担い手である林業従事者を確保していくためには、林業を働く者にとって他の産業と同等以上に魅力あるものとするのが重要である。

労働強度を軽減するため、林内路網の整備、高性能林業機械の導入をはじめ、労働安全の確保、休日制度の導入等、勤務・給与体系の改善を図ることが必要である。

また、建設業などの他産業からの参入や女性・外国人等多様な人材の受け入れを促進するため、林業事業体登録制度の活用や、技術向上の支援など、就業者の育成に努める。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

林業労働力の不足及び林業従事者の高齢化が進む中で、生産性の向上を図るため高性能機械を含めた林業機械化への取組みを実施する。

高性能機械の導入には林内路網の整備が不可欠なので、開設に努めるとともに機械作業の普及、林業機械オペレーターの養成、機械の共同利用等作業のシステム化を推進する体制を整備する。

高性能機械を主体とする林業機械の導入目標を、次に示すとおりに設定する。

機械作業システム

		伐 倒	搬 出	造材（積載）
作業地 分散型	近距離型 （～ 100 m）	チェンソー	小型スイングヤーダ＋ フォワーダ	小型プロセッサ
	短 距 離 型 （～ 200 m）	チェンソー	スイングヤーダ＋ フォワーダ	小型プロセッサ
	中 距 離 型 （～ 400 m）	チェンソー	自走式搬器 ＋ 集材機 ・ タワーヤーダ	プロセッサ

作業地 集中型	近距離型 (～ 100 m)	チェンソー又は ハーベスタ	ロングアームグラップ ル又はスイングヤーダ	小型プロセッサ
	短 距 離 型 (～ 200 m)	チェンソー	高速集材機	プロセッサ
	中 距 離 型 (～ 400 m)	チェンソー	高速集材機 ＋ タワーヤーダ	プロセッサ

機械化の促進方策は、機械化に不可欠な路網整備を進めるとともに、機械作業の普及宣伝、林業機械オペレーターの養成、機械の共同利用等作業のシステム化等を推進し、林業における安全性の確保及び生産コストの低減を図ることとする。

３ 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

優良材、一般材については建築材に、低質なスギ間伐材は合板に、端材などは木質ボードや製紙などに供給できる体制づくりを進めるものとする。

また、平成１８年１０月にスタートした「徳島県木材認証制度」を推進し、産地や品質・性能・合法性の明確な県産木材を安定的かつ低コストで供給し得る体制づくりに努めるものとする。

林産物の生産（特用林産物）・流通・加工販売施設の整備計画

施設の種類	現状（参考）			計画			備考
	位置	規模	対図番号	位置	規模	対図番号	
製材工場	土成町成当	m ³ 200	△ ₁				
〃	〃 土成字美緑	8,500	△ ₂				
〃	市場町尾開字八坂	800	△ ₃				
〃	阿波町庚申原	200	△ ₄				
農産部販売施設	市場町大野島字野神	m ² 469	△ ₆				

４ その他必要な事項

該当なし

Ⅲ 森林の保護に関する事項

第１ 鳥獣害の防止に関する事項

１ 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

ニホンジカにより、現に食害等を受けている又はそれら被害がある森林の周辺に位置し、今後食害等が発生する恐れのある森林を「鳥獣害防止森林区域」に設定し、森林整備と鳥獣害対策を一体的に行うことで、植栽木の確実な育成を図る。

(1) 鳥獣害防止森林区域の設定

地域森林計画で定める鳥獣害の防止に関する事項を踏まえ、鳥獣害防止森林区域を別表3に定める。

別表3

対象鳥獣の種類	森林の区域	面積 (ha)
ニホンジカ	阿波市全域 (1~69、101~177、201~238)	9900.18

(2) 鳥獣害の防止の方法

次のア又はイに掲げる鳥獣害防止対策を被害の状況や生息状況等を踏まえ、単独又は組み合わせて実施する。

ア 植栽木の保護措置

防護柵の設置、幼齢木保護具の設置、剥皮防止対の設置、現地調査等による森林のモニタリングの実施等。また、必要に応じてセンサーカメラ等を活用する等、設置した保護措置の維持管理を効率的に実施。

イ 捕獲

わな捕獲（ドロップネット、くくりわな、囲いわな、箱わな等によるものをいう。）、誘引狙撃等の銃器による捕獲等の実施。

2 その他必要な事項

該当なし

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法

(1) 森林病虫害等の駆除及び予防の方針及び方法等

病虫害等による被害の未然防止、早期発見及び早期駆除に努める。特に、松食い虫による被害については、松林の果たしている役割や被害の状況等を踏まえて防除対策の重点化、地域の自主的な防除活動等の一層の推進を図る。

また、ナラ枯れ被害についても、早期発見及び早期駆除に努める。

(2) その他

該当なし

2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）

Ⅲ 第1で定める対象鳥獣以外の鳥獣による森林被害及び鳥獣害防止森林区域外における対象鳥獣による森林被害については、鳥獣害保護管理施策（具体名）や農業被害対策（具体名）との連携を図りつつ、防護柵の設置等の防除活動等を総合かつ効果的に推進する。

3 林野火災の予防の方法

山火事等の森林被害を未然に防止するため、山火事防止意識の啓発普及を行うとともに、森林の保護及び管理のため、初期消火資材等防火用施設や山火事防止用標識等を必要に応じて設置するよう努める。

4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

森林病虫害の駆除等のために火入れを実施する場合は、阿波市火入れに関する条例(平成 17 年 4 月 1 日 条例第 155 号)によるものとする。

5 その他必要な事項

(1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき林分

病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき林分

森 林 の 区 域	備 考
206 林班(土柱周辺) 松くい虫被害	

(2) そ の 他

該当なし

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

該当なし

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

(1) 森林経営計画の記載内容に関する事項

ア II の第 2 の 3 の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽

イ II の第 4 の公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

ウ II の第 5 の 3 の森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項及び II の第 6 の 3 の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

エ III の森林の保護に関する事項

(2) 森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域

区域名	林 班	区域面積 (ha)
土成地区	1 林班 ～ 1 9 林班	7 3 2 . 6 8 ha
宮川内西地区	2 0 林班 ～ 4 2 林班	1 , 2 1 0 . 0 7 ha
宮川内東地区	4 3 林班 ～ 6 9 林班	1 , 6 6 8 . 4 9 ha
犬墓・大影地区	1 0 1 林班 ～ 1 3 0 林班	1 , 6 1 7 . 0 2 ha
西仁賀木地区	1 3 1 林班 ～ 1 4 3 林班	9 9 8 . 8 3 ha
東仁賀木地区	1 4 4 林班 ～ 1 6 7 林班	1 , 3 1 9 . 5 2 ha
尾開地区	1 6 8 林班 ～ 1 7 7 林班	4 5 9 . 8 6 ha
阿波西地区	2 0 1 林班 ～ 2 2 0 林班	1 , 1 3 7 . 4 6 ha
阿波東地区	2 2 1 林班 ～ 2 3 8 林班	7 7 9 . 4 6 ha

2 生活環境の整備に関する事項

生活環境施設の整備計画

該当なし

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

市内の森林資源の現況等を勘案し、適切な森林整備を推進するとともに、森林施業の円滑な実行確保を図るため、県等の指導機関、森林組合との連携をより密にし、普及啓発、経営意欲の向上に努めることとする。

4 森林の総合利用の推進に関する事項

施設の種類	現状（参考）		（将 来）		対図番号
	位 置	規 模	位 置	規 模	
地域環境保全林	日開谷地区	遊歩道 2.9km 東屋 1 箇所			▽1
龍蛇谷生活環境保全林	相婦地区	遊歩道 5.0km 東屋 1 箇所			▽2
土柱生活環境保全林	桜ノ岡地区	遊歩道 1.0km 東屋 1 箇所			▽3

5 住民参加による森林の整備に関する事項

市内の小・中学生をはじめとした青少年に対して、自然の大切さとふるさとへの愛着をはぐくむために、公民館におけるまちづくり参加プログラムの中に森林・体験プログラムを取り込み、森林づくりへの直接参加を推進する。

- (1) 地域住民参加による取組に関する事項
- (2) 上下流連携による取組に関する事項
- (3) その他

6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

(1) 経営管理権の設定状況

番号	所在	現況 (面積、樹種、林齢等)	経営管理実 施権設定の 有無	阿波市森林経営管理事業 の実施予定 (年次、作業種、面積)
1	土成町宮川内字 荊庭 52-4	6.62ha、ヒノキ、35 年生	有	—
2	市場町日開谷字 中ノ名 297	1.69ha、ヒノキ、24 年生	有	—
3	市場町日開谷字 奥日開谷 19	0.01ha、ヒノキ、24 年生	有	—
4	土成町宮川内字 上畑 88	4.84ha、スギ、58 年生	有	—

5	土成町宮川内字 上畑 89-2	15.68ha、ヒノキ、47 年生	有	—
6	市場町日開谷字 中ノ名 224,229	0.83ha、ヒノキ、41 年生	有	—
7	市場町日開谷字 奥日開谷 263	0.31ha、ヒノキ、46 年生	有	—
8	土成町土成字 鈴川 55-1,2,3	18.91ha、ヒノキ、26 年生	有	—
9	土成町宮川内字 清延 65	5.8ha、ヒノキ、37 年生	有	—
10	土成町宮川内字 御所 61-1	12.58ha、スギ、60 年生 ヒノキ、39 年生	有	—

(2) 計画期間内における市町村森林経営管理事業計画

区域	作業種	面積	備考
該当なし			

7 その他必要な事項

(1) 森林施業の技術及び知識の普及・指導に関する事項

森林施業の円滑な実行確保を図るため、県等の指導機関、森林組合との連携をより密にし、普及啓発、経営意欲の向上に努めることとする。

(2) 市有林の整備

本市における市有林は、主に市場町仁賀木地区周辺にあり、人工林を中心に 230ha の森林を所有しており、人工林については、森林組合に保育、間伐等を委託し実施する。

(3) 保安林等における森林施業

保安林その他法令により施業について制限を受けている森林においては、当該制限に従って施業を実施すべきこと。

(4) 公共建築物等への木材利用

「阿波市内の公共建築物等における木材の利用の促進に関する方針」の下、公共建築物等への木材の利用を推進する。

(5) 災害防止

盛土等に伴う災害を防止するため、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）に基づき、規制区域に指定される森林の土地においては、谷部等の集水性の高い場所における盛土等は極力避けるとともに、盛土等の工事を行う際の技術的基準を遵守させるなど、制度を厳正に運用する。

資 料

- ・市町村森林整備計画概要図
- ・市町村森林整備計画概要図（森林資源状況図）
- ・市町村森林整備計画概要図（公益の機能別森林施業図）

【別表 1】

区 分		森林の区域	面積 (ha)
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林		1~47、48 □ハニホ、49 52~69、101~170 171 イ 1~22、24 171 □ 5~6 171 ハ、ニ 1~19 172~177 201~205 207~238	9,695.50 ha
土地に関する災害の防止 及び土壌の保全の機能、 快適な環境の形成の機能 又は保健文化機能の維持 増進を図るための森林施 業を推進すべき森林	土地に関する災害の防止 機能、土壌の保全の機能 の維持増進を図るための 森林施業を推進すべき森 林	108 ハ 4、10、109 イ 2 109 □ 1、110 □ 3~4 111 イ 7、111 ハ 1、4~6 114 □ 1 137 イ 9~10 138 □ 1~3 139 イ 1、3 142 □ 1 158 イ 1 159 ハ 3、7 162 イ 3~5 162 □ 1、3、5 163 イ 9~12、14~16 163 □ 9	191.13 ha
	快適な環境の形成の機能 の維持増進を図るための 森林を施業すべき森林		
	保健文化機能の維持増進 を図るための森林施業を 推進すべき森林	48 イ、50、51 171 イ 23、25~27、 171 □ 1~4、171 ニ 20 206	204.68 ha
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を 推進すべき森林			
	木材の生産機能の維持増 進を図るための森林施業 を推進すべき森林のうち、 特に効率的な施業が可能 な森林		

【別表 2】

区 分	施業の方法	森林の区域	面積 (ha)
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	伐期の延長を推進すべき森林	1~47、48 ロハニホ、49 52~69、101~108、109 110、111、112~114 115~137、138、139 140~142、143~153 154~159、160~162、163 164~170、171 イ1~22、24 171 ロ5~6、171 ハ、ニ1~19 172~177、201~205 207~238	9,695.50 ha
土地に関する災害の防止機能、土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	長伐期施業を推進すべき森林	108 ハ4、10、109 イ2 109 ロ1、110 ロ3~4 111 イ7、111 ハ 114 ロ1 137 イ12~13、138 イ 138 ロ2~3 139 イ、ロ4 142 ロ 153 ロ 159 ハ3、7 162 イ3~5 162 ロ1、3、5 163 イ9~12、14、16 163 ロ9	191.13 ha
	複層林施業を推進すべき森林	択伐以外の方法による複層林施業	
	複層林施業を推進すべき森林	択伐による複層林施業	
	特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林	48 イ、50、51 171 イ23、25~27、 171 ロ1~4、171 ニ20 206	204.68 ha

【別表1・2附表】

市町村名	森林の区域			森林の区分		施業方法	長伐期施業森林							
	林班	小班群	小班	市町村独自	森林の区分1		森林の区分2	主伐林 齢(標準伐期齢×2以外)						
阿波市							スギ	ヒノキ	マツ	その他針 葉樹	広葉樹 (用材)	クヌギ	その他 広葉樹	
	1				水源		延長							
	2				水源		延長							
	3				水源		延長							
	4				水源		延長							
	5				水源		延長							
	6				水源		延長							
	7				水源		延長							
	8				水源		延長							
	9				水源		延長							
	10				水源		延長							
	11				水源		延長							
	12				水源		延長							
	13				水源		延長							
	14				水源		延長							
	15				水源		延長							
	16				水源		延長							
	17				水源		延長							
	18				水源		延長							
	19				水源		延長							
	20				水源		延長							
	21				水源		延長							
	22				水源		延長							
	23				水源		延長							
	24				水源		延長							
	25				水源		延長							
	26				水源		延長							
	27				水源		延長							
	28				水源		延長							
	29				水源		延長							
	30				水源		延長							
	31				水源		延長							
	32				水源		延長							
	33				水源		延長							
	34				水源		延長							
	35				水源		延長							
	36				水源		延長							
	37				水源		延長							
	38				水源		延長							
	39				水源		延長							
	40				水源		延長							
	41				水源		延長							
	42				水源		延長							
	43				水源		延長							
	44				水源		延長							
	45				水源		延長							
	46				水源		延長							
	47				水源		延長							
	48イ				保健		特長							
	48ロ				水源		延長							
	48ハ				水源		延長							
	48ニ				水源		延長							
	48ホ				水源		延長							
	49				水源		延長							
	50				保健		特長							
	51				保健		特長							
	52				水源		延長							
	53				水源		延長							
	54				水源		延長							
	55				水源		延長							
	56				水源		延長							
	57				水源		延長							
	58				水源		延長							
	59				水源		延長							
	60				水源		延長							
	61				水源		延長							
	62				水源		延長							
	63				水源		延長							
	64				水源		延長							
	65				水源		延長							
	66				水源		延長							
	67				水源		延長							
	68				水源		延長							
	69				水源		延長							
	101				水源		延長							
	102				水源		延長							
	103				水源		延長							
	104				水源		延長							
	105				水源		延長							
	106				水源		延長							
	107				水源		延長							
	108				水源		延長							
	108ハ		4		水源		山地	延長						
	108ハ		10		水源		山地	長期						
	109				水源			延長						
	109イ		2		水源		山地	長期						
	109ロ		1		水源		山地	長期						
	110				水源			延長						
	110ロ		3		水源		山地	長期						
	110ロ		4		水源		山地	長期						
	111				水源			延長						
	111イ		7		水源		山地	長期						
	111ハ				水源		山地	長期						
	112				水源			延長						
	113				水源			延長						
	114				水源			延長						
	114ロ		1		水源		山地	長期						
	115				水源			延長						
	116				水源			延長						

	森林の区域			森林の区分			施業方法	長伐期施業森林							
市町村名	林班	小班群	小班	市町村独自	森林の区分1	森林の区分2		主 伐 林 齢(標準伐期齢×2以外)							
阿波市								スギ	ヒノキ	マツ	その他針 葉樹	広葉樹 (用材)	クヌギ	その他 広葉樹	
	117				水源		延長								
	118				水源		延長								
	119				水源		延長								
	120				水源		延長								
	121				水源		延長								
	122				水源		延長								
	123				水源		延長								
	124				水源		延長								
	125				水源		延長								
	126				水源		延長								
	127				水源		延長								
	128				水源		延長								
	129				水源		延長								
	130				水源		延長								
	131				水源		延長								
	132				水源		延長								
	133				水源		延長								
	134				水源		延長								
	135				水源		延長								
	136				水源		延長								
	137				水源		延長								
	137イ			12		水源	山地	長期							
	137イ			13		水源	山地	長期							
	138					水源		延長							
	138イ					水源	山地	長期							
	138□			2		水源	山地	長期							
	138□			3		水源	山地	長期							
	139					水源		延長							
	139イ					水源	山地	長期							
	139□					水源	山地	長期							
	140					水源		延長							
	141					水源		延長							
	142					水源		延長							
	142□					水源	山地	長期							
	143					水源		延長							
	144					水源		延長							
	145					水源		延長							
	146					水源		延長							
	147					水源		延長							
	148					水源		延長							
	149					水源		延長							
	150					水源		延長							
	151					水源		延長							
	152					水源		延長							
	153					水源		延長							
	153□			4		水源	山地	長期							
	154					水源		延長							
	155					水源		延長							
	156					水源		延長							
	157					水源		延長							
158					水源		延長								
159					水源		延長								
159ハ			3		水源	山地	長期								
159ハ			7		水源	山地	長期								
160					水源		延長								
161					水源		延長								
162					水源		延長								
162イ			3		水源	山地	長期								
162イ			4		水源	山地	長期								
162イ			5		水源	山地	長期								
162□			1		水源	山地	長期								
162□			3		水源	山地	長期								
162□			5		水源	山地	長期								
163					水源		延長								
163イ			9		水源	山地	長期								
163イ			10		水源	山地	長期								
163イ			11		水源	山地	長期								
163イ			12		水源	山地	長期								
163イ			14		水源	山地	長期								
163イ			16		水源	山地	長期								
163□			9		水源	山地	長期								
164					水源		延長								
165					水源		延長								
166					水源		延長								
167					水源		延長								
168					水源		延長								
169					水源		延長								
170					水源		延長								
171イ			1		水源		延長								
171イ			2		水源		延長								
171イ			3		水源		延長								
171イ			4		水源		延長								
171イ			5		水源		延長								
171イ			6		水源		延長								
171イ			7		水源		延長								
171イ			8		水源		延長								
171イ			9		水源		延長								
171イ			10		水源		延長								
171イ			11		水源		延長								
171イ			12		水源		延長								
171イ			13		水源		延長								
171イ			14		水源		延長								
171イ			15		水源		延長								
171イ			16		水源		延長								
171イ			17		水源		延長								
171イ			18		水源		延長								
171イ			19		水源		延長								
171イ			20		水源		延長								
171イ			21		水源		延長								

	森林の区域			森林の区分			施業方法	長伐期施業森林						
市町村名	林班	小班群	小班	市町村独自	森林の区分1	森林の区分2		主 伐 林 齢(標準伐期齢×2以外)						
阿波市								スギ	ヒノキ	マツ	その他針 葉樹	広葉樹 (用材)	クヌギ	その他 広葉樹
	171	イ	22		水源		延長							
	171	イ	23		保健		特広							
	171	イ	24		水源		延長							
	171	イ	25		保健		特広							
	171	イ	26		保健		特広							
	171	イ	27		保健		特広							
	171	ロ	1		保健		特広							
	171	ロ	2		保健		特広							
	171	ロ	3		保健		特広							
	171	ロ	4		保健		特広							
	171	ロ	5		水源		延長							
	171	ロ	6		水源		延長							
	171	ハ			水源		延長							
	171	ニ	1		水源		延長							
	171	ニ	2		水源		延長							
	171	ニ	3		水源		延長							
	171	ニ	4		水源		延長							
	171	ニ	5		水源		延長							
	171	ニ	6		水源		延長							
	171	ニ	7		水源		延長							
	171	ニ	8		水源		延長							
	171	ニ	9		水源		延長							
	171	ニ	10		水源		延長							
	171	ニ	11		水源		延長							
	171	ニ	12		水源		延長							
	171	ニ	13		水源		延長							
	171	ニ	14		水源		延長							
	171	ニ	15		水源		延長							
	171	ニ	16		水源		延長							
	171	ニ	17		水源		延長							
	171	ニ	18		水源		延長							
	171	ニ	19		水源		延長							
	171	ニ	20		保健		特広							
	172				水源		延長							
	173				水源		延長							
	174				水源		延長							
	175				水源		延長							
	176				水源		延長							
	177				水源		延長							
	201				水源		延長							
	202				水源		延長							
	203				水源		延長							
	204				水源		延長							
	205				水源		延長							
	206				保健		特広							
	207				水源		延長							
	208				水源		延長							
	209				水源		延長							
	210				水源		延長							
	211				水源		延長							
212				水源		延長								
213				水源		延長								
214				水源		延長								
215				水源		延長								
216				水源		延長								
217				水源		延長								
218				水源		延長								
219				水源		延長								
220				水源		延長								
221				水源		延長								
222				水源		延長								
223				水源		延長								
224				水源		延長								
225				水源		延長								
226				水源		延長								
227				水源		延長								
228				水源		延長								
229				水源		延長								
230				水源		延長								
231				水源		延長								
232				水源		延長								
233				水源		延長								
234				水源		延長								
235				水源		延長								
236				水源		延長								
237				水源		延長								
238				水源		延長								

森林区分

水源→水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

土地→山地に関する災害の防止機能・土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

快適→快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

保健→保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

木材→木材生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

(特)木材→木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に効率的な施業が可能な森林

白→白地(森林区分を決めない場所)

施業区分

延長→伐期の延長を推進すべき森林

長期→長伐期施業を推進すべき森林

複層→択伐以外の方法による複層林施業

択複→択伐による複層林施業

特広→特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林